

## 建築等許可申請書添付図書

### 法第34条第1号（公益上必要な建築物日常生活のため必要な店舗等）

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	備考
<input type="checkbox"/>	建築等許可申請書	規則別記 様式第9 ※DL可	申請書裏面【注意事項】を参照のこと 申請文の( )内の該当するものを□で囲む 1欄：実測面積（小数第2位まで） 2欄：店舗、事務所、倉庫、その他（該当するものを記述） 3欄：斜線 4欄：令第36条第1項第3号イ（公益上必要な建築物日常生活のため必要な店舗等） 5欄：水路占用許可、道路承認工事等他法令の手続きがある場合は、その申請状況を記入（該当しない場合は斜線） 裏面：連絡先を記載	一部申請は不可
<input type="checkbox"/>	委任状	任意 ※DL可	委任する者の住所、氏名及び資格並びに委任する内容を記載し、委任者の記名をすること	
<input type="checkbox"/>	事業計画書及び裏付資料		・土地選定理由（動機（市場性の調査結果等）、敷地及び周辺地域の状況、道路の状況、利用対象戸数（市街化調整区域に限る）等） ・事業内容（取扱商品等）、営業（事業）計画（従業員の配置計画及び営業時間等）、組織図、販売・仕入計画、資金計画、収支計画（売上見込（利用対象戸数に相応したものであること）等）、営業に必要となる資格等の証明書の写し（原本証明のこと）、取引証明書（取引先発行のもの。店舗の名称、住所、取引品目等を記載すること。） ※法人の場合：法人の登記事項証明書、定款の写し及び取締役会の議事録等	
<input type="checkbox"/>	土地の登記簿謄本 (登記事項証明書)		法務局が発行する全部事項証明書 仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書も添付	発行から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/>	土地の公図の写し		申請区域及び接する土地（隣接する周辺状況がわかる範囲）のもの 申請区域を赤枠で囲み、写した場所、写した日付を記載し、写した者の記名をすること	発行から3か月以内のもの
<input type="checkbox"/>	付近見取図	1/2,500 以上	都市計画課発行の都市計画図切図を利用すること。 方位、敷地の位置（赤枠）、敷地周辺の公共施設、排水先河川までの経路（黄緑）、市街化区域・調整区域界（橙）、市町村界（紫）	
<input type="checkbox"/>	既存の集落図	1/2,500 以上	都市計画課発行の都市計画図切図を利用すること。 図面名称、方位、市街化区域界 市街化調整区域の既存集落を図示（次のいずれかに該当するもの） ・半径300メートルの円内に100戸以上の建築物 ・50戸以上の建築物の連たん※ ※「連たん」とは、建築面積30平方メートル以上の建築物の敷地間の距離が55m以内で連続していることをいう。	付近見取図と兼用可
<input type="checkbox"/>	敷地現況図	1/200 以上	方位、縮尺、申請区域（赤枠）、敷地の境界の種別及び寸法、道路の種類及び幅員、敷地及び周辺の高低差、建築物の位置（青枠）・用途及び出入口の位置、がけ及び擁壁の位置・構造及び許可等の番号、排水施設の位置・種類・水の流れの方向・吐口の位置・放流先の名称、占用許可又は承認工事のある場合は許可等の番号及び区域	
<input type="checkbox"/>	建築物等各階平面図	1/200 以上	方位、縮尺、面積表、主要寸法、各室の用途（併用用途のある場合は赤枠で表示する） 物置等付属建築物も添付すること	
<input type="checkbox"/>	建築物等立面図	1/200 以上	縮尺、最高の高さ 2面以上とし、物置等付属建築物も添付すること	
<input type="checkbox"/>	実測図		方位、縮尺、土地家屋調査士等測量者（作成者）記名 地積測量図の証明書で可	
<input type="checkbox"/>	排水施設構造図		最終枠及び排水先の断面構造（泥溜寸法、側溝等の形状）	
<input type="checkbox"/>	水路占用の許可書又は 道路工事承認書の写し		水路占用許可又は道路工事承認を受ける（受けた）場合に添付すること。	
<input type="checkbox"/>	誓約書	任意	（碧南市長あてに） 土地の所在、面積、建物の用途、「転売」・「賃貸」・「用途変更」しない旨を記入し、日付、記名をすること	

チェック	図書の種類	様式・縮尺等	明示すべき事項	備考
<input type="checkbox"/>	排水同意書の写し		排水同意が必要な場合にその写しを添付	

注：この表以外に市長が必要と認める図書を求めることがあります。

開発許可申請の場合は添付図書が異なります。

原則として、許可申請書（正本）に図書原本を添付してください。

「DL可」とある様式は、碧南市建築課のホームページからダウンロードすることができます。